

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（508））
2. 日時：平成29年11月27日 15時00分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 8階企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他3名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 平成29年11月14日の審査会合において、本変更許可申請に伴う工事資金の調達が確実にできる具体的な根拠を次回以降の審査会合で提示することを求めている。  
債務保証を含めた資金調達支援に関して、誰が引き受けることとなり、その意思はどうかを含め、資金確保の見通しの根拠を提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所の発電用原子炉設置変更に係る経理的基礎について（添付12抜粋）
- ・東海第二発電所の発電用原子炉設置変更に係る経理的基礎について（添付15抜粋）